

経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

P2～P3	「特集」令和5年(2023年)度税制改正について
P4	お客様景況(景気回復傾向も人手不足で受注機会損失)
P5	お客様紹介(有限会社そば和楽山茂登)／新春講演会のご報告
P6	定期総会のご案内／新入所員の紹介



令和5年(2023年)度税制改正

2023(令和5)年度の税制改正、与党税制改正大綱のトップに挙げられたのが、「家計の資産を貯蓄から投資へ」。非課税枠を増やすNISAの抜本的拡充・恒久化です。この恩恵は、株式投資をしている高所得者にかたより、資産格差が拡大するとも言われています。この格差を減らすための金融所得税制の見直しは所得30億円超の一部の富裕層の課税強化に過ぎず、課題は解消されていません。

相続税・贈与税に関して「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」との趣旨で相続時精算課税度及び、相続時に加算される生前贈与の持ち戻し期間が延長されます。

法人税では、中小企業に関わる税制では大幅な改正はありませんでした。

消費税ではこの10月から開始されるインボイス制度に関して見直しがされました。制度そのものの理解が進まず、とりわけ免税事業者の登録が進んでいないことから、負担軽減・簡素化の特例が設けられたものです。

個人所得課税

- NISA制度の抜本的拡充・恒久化で投資に対する非課税枠を拡大
- つみたて投資枠（一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資）については、年間投資上限額を3倍の120万円に拡充します。
- 上場株式への投資が可能な現行の「一般NISA」を「成長投資枠」とし、年間投資上限額を2倍の240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2027年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有上限額 ^(※2) (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(※3) [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

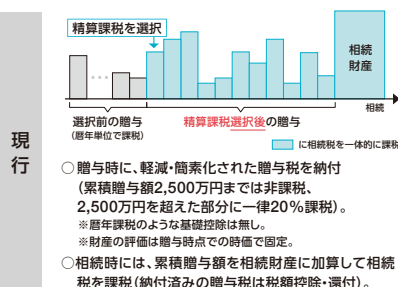
資産課税

- 相続税と贈与税の連携の見直し
 - 贈与税の相続時精算課税制度について、現行では贈与財産すべて相続時の課税価格に戻されますが、精算課税の基礎控除110万円が創設されました。
 - 贈与税の暦年課税での贈与財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間に延長します。
(ただし延長した4年間の贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない)。
- ※上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

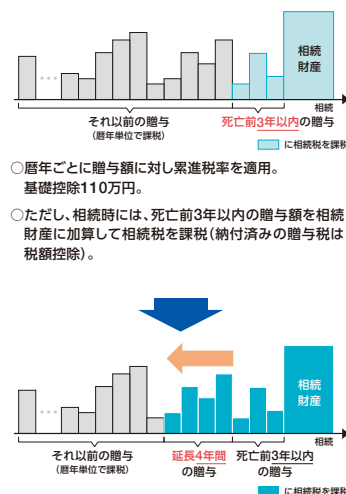
<贈与税と相続税の関係>

相続時精算課税

※暦年課税との選択制



暦年課税



- ・加算期間を7年間に延長
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

消費課税

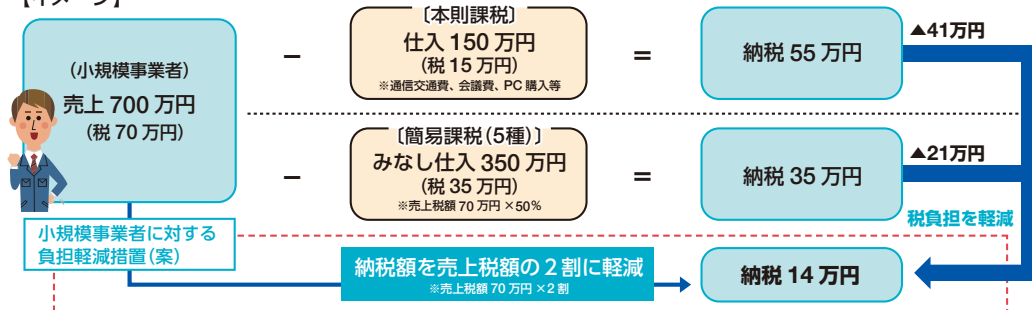
■消費税インボイス制度の円滑な実施に向けた措置

①小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとします。

事前の届け出を求めず、申告時に選択適用できることとし、令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとします。

【イメージ】



②一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

事務負担を軽減する観点から、基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。

③少額な返還インボイスの交付義務の見直し

事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、1万円未満の少額な値引き等については、返還インボイスの交付を不要とします。

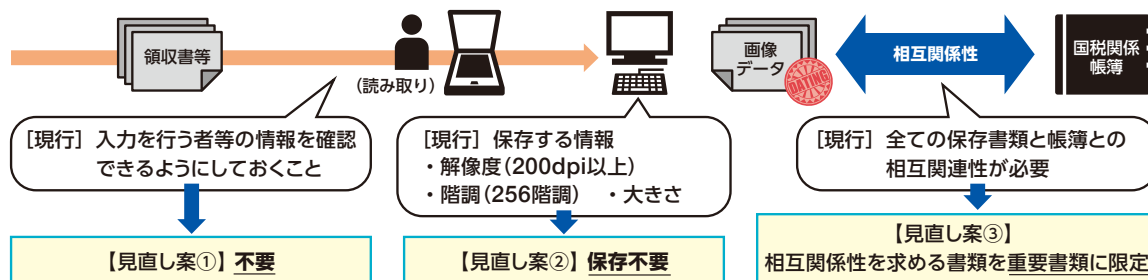
納税環境整備

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

- 電子取引の取引情報に係る電子取引データの保存制度については、原則として電子取引データを保存しなければなりません、保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講じます。

現行	見直し案
○保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないことが原則だが、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。（経過措置）	○現行の経過措置は、 <u>適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止</u> 。 ○ <u>相当の理由</u> があると認める場合（事前手続不要）、その電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、 <u>保存要件を不要</u> として、電子取引データの保存を可能とする。

- スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、以下のとおり更なる要件の緩和措置を講じます。



※令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(2) 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設

今回の税制改正で、申告制度の根幹である「申告納税制度」が形骸化されようとしています。法人税、所得税、消費税、相続・贈与税などは、「確定申告」といって、「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則」（国税通則法16条）として、納税者本人が計算をし申告することで税額が確定することになっています。

もちろん一人で申告書を作成することは至難のわざですから、まわりの人たちと相談するのは当然のことでしょう。今回の見直しでは、税理士等以外の者がこの相談に応じることは罰則付きの違法行為と断定される可能性が生まれます。言論の自由を奪う憲法違反の規定で中小事業者への影響を見過ごすことはできません。

【参考資料】 財務省パンフレット「令和5年度税制改正（案）のポイント」 川口事務所税理士 永塚 友啓



景気回復傾向も、 人手不足で受注機会損失

内閣府「四半期別GDP速報」によると、輸出が景気の牽引役となることは当面期待できず、高水準の貯蓄や賃上げを背景に民間消費が回復し、国内需要中心の成長が続くと予想しています。

2023年の春闘賃上げ率は3%と1994年以来の3%台になる見込みです。

消費者物価上昇率（生鮮食品を除く総合）は、4%台から3%程度へ低下するが、電気料金の値上げが認可されれば、エネルギー価格が再び上昇し、原材料コストを価格転嫁する動きは弱まる一方、賃上げ率の高まりを受けてサービス価格の上昇も起こります。消費者物価上昇率（生鮮食品を除く総合）は、2023年度が2.3%、2024年度が1.1%と予想しています。

税理士報告からみるお客様状況の特徴

弊社お客様状況のまとめです。売上高DI（売上増加－売上減少）では昨年のマイナスからプラスに転じて回復の傾向が見受けられます。

	R3.3～R4.2	R4.3～R5.2
法人数	1,168件	1,165件
実態黒字	474件	491件
上記割合	40.6%	42.1%
平均報酬	5,529千円	5,557千円

注：実態黒字とは減価償却を100%計上し、役員報酬400万円（400万円以上は実態金額）を計上しても黒字の法人。

人手不足で受注の機会損失

実態黒字会社は昨年より増加は見られますが、社長を先頭に限られた人員で売上と利益を確保している状況が多いようです。また、決算後のお客様アンケートからは「人手不足」をあげられる会社が多く、受注の「機会損失」をよく聞きます。日本政策金融公庫の全国中小企業動向調査からは、弊社のお客様でも多い建設業や運送業、サービス業をはじめ、製造業でも人手不足の傾向が見られます。

物価の見通し～エネルギー価格の上昇、米国・中国の経済情勢

2月に国内企業物価指数は前月比▲0.4%と2年3カ月ぶりに下落しました。政府による電気・ガス料金の負担軽減策により、「電力・都市ガス・水道」が下落しています。貿易収支の改善には、国内企業が輸出価格を転嫁する傾向が徐々に取られています。そのためには為替の安定も欠かせない要因ですが、現時点では1ドル130円台で落ち着く見通しです。（内閣府発表から）

米国はインフレ率が鈍化する中で、FRB（連邦準備理事会）は利上げのスピードを緩めているようです。

24年11月には大統領選挙が予定され、景気回復に配慮した政策が出やすくなることも、景気にとってプラス要因と見ています。（内閣府発表から）

中国は2023年全国人民代表大会における決定事項で、2023年の経済成長率を+5%前後、都市部の新規雇用創出を1,200万人以上、財政赤字を3.0%としています。また今年1月より新型コロナの感染症予防法上の分類を引き下げ、約3年続いたゼロコロナ政策を終了しました。対日貿易にとっても23年はインバンド需要が急速に回復し、24年度も緩やかに回復する見通しです。（日経新聞記事から）

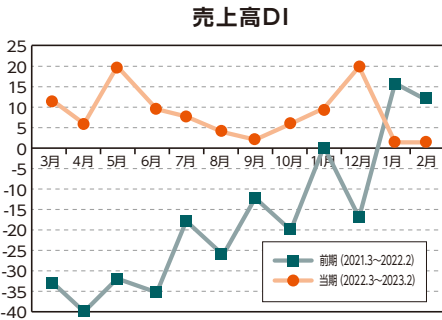
中小企業に取り組んでいただきたい課題

情勢を踏まえて以下の課題の見直しをしてみてください。

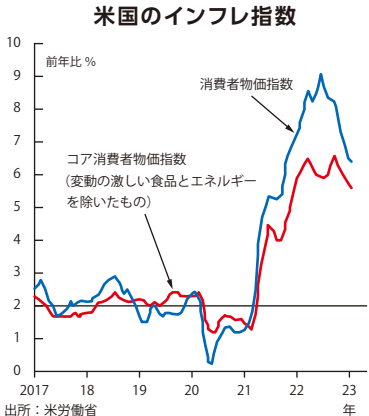
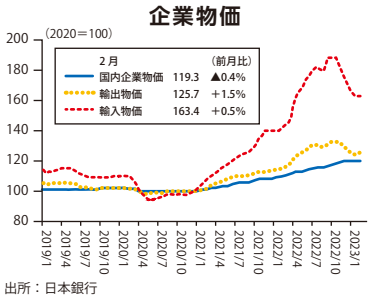
- ☐ 不採算な商品や得意先の見直しをする
- ☐ 得意先や元請が仕入コスト増加分を販売価格に転嫁しているか確認する
- ☐ 銀行員に得意先（外注先等も）を紹介してもらう
- ☐ 原価（売上に応じて発生する費用）の上昇率を把握して、受注価格に転嫁できるよう交渉する
- ☐ 人件費（外注費も）よりも労働分配率を検討する
- ☐ 人材確保のための労務整備をおこなう
- ☐ 毎月の資金繰り表を把握する
- ☐ コロナ資金の借換えや追加資金を見据えた「経営行動計画」を作成する

不安定な世界情勢が続いていますが、事業創出の機会を逃さないよう注意してください。

第一経営では、お客様の要望に応じた経営支援をおこなっております。お気軽に所員に声をかけてください。



注：集計は提出月で行っており申告は2カ月後となるため、直近のR5.2はR4.12のデータとなります。



川口事務所 斉藤 敏文

お客さま紹介

～地域に根ざして奮闘中～

お客様を大切にしながら、
地域に根ざして奮闘している
会社のなかから、今回は川口
市のそば和楽山茂登様をご
紹介します。

有限会社 そば和楽山茂登

川口市本町3-2-2 Tel 048-225-1677 代表取締役 竹内 大樹

川口駅から徒歩5分くらいのところに趣のある雰囲気がとても良い蕎麦屋さんがあります。「そば和楽山茂登」という店名は、「生い茂った山を登る」困難な道を行くことから「山茂登」となり、前代表が修行されていた店名でもあります。

今年でオープンから25年目。当時は少し入り組んだ住宅街にお店を構えたので、道がわかりにくいのではと心配だったそうですが、たくさんの方々が訪れとても愛される、人気店となっています。普段の清掃に力を入れ、近年では保健所から正式に賞状をいただいたのはお店の自慢だそうです。

お店を営業していく上では、お酒を飲まれない方にはできるだけ早い提供を、飲まれる方にはゆったりとした空間を提供することを大切に。もちろんどちらの方々にも丁寧な料理を提供することを心がけ、お店にとっての当たり前を大切にしたいと思っています。

皆様のご来店を心からお待ちしております。



営業時間: 11:30～14:30 (ラストオーダー 14:00)
17:30～22:00 (ラストオーダー 21:00)

定休日: 月曜日 月1で月・火の2連休あり、また月曜日が祝日の際は代休として火曜日が休日になります

ジャンル: そば、うどん、割烹、小料理



2023新春オンライン講演会 (1/18) のご報告

(講師) 一般社団法人 日本金融人材育成協会 会長 森俊彦氏

(演題) 銀行との信頼関係づくりで事業価値を高める方法とは

～経営者・金融機関・専門家のコラボ…伴走型支援を活用しよう～

オンライン新春講演会はこれで3回目、今回の講師は日銀の出身で、昨今は内閣府や経済産業省で中小企業の経営をサポートする幾つもの委員会で活躍されている森俊彦氏から、経営改善のヒントや活用するツールについてお話いただきました。

冒頭、金融機関からの借入金が年商の3倍に膨らんでしまった都内の会社、特殊鍍金加工所の具体的な事例を動画で見た後に、その復活手法を見ていきました。

このケースでは地元の信用金庫が社長に伴走し、改善策の作成をサポートしていきます。社長さんの事業にかける思い、会社が持つ強みや弱み等を聞き取りしながら一緒に分析し、社長さん自身が1枚のシートにまとめ上げていきます。そのシートは森さんが作成に関わった、内閣府がホームページで紹介している「経営デザインシート」であり、経済産業省の「ローカルベンチマーク」のシートになります。これを機会にぜひ一度、私たち第一経営など専門家のサポートを受けながら、新しい事業へのチャレンジや経営改善計画をこれらシートにまとめる「見える化」に取り組んでみませんか。

※新春講演会は主催(株)第一経営相談所、後援第一経営・ぐる〜ぶ1で開催しました。

第一経営・ぐる〜ぷ1第34回定期総会のご案内

日時 2023年6月20日(火) 15:00受付開始

会場 パレスホテル大宮(大宮駅西口徒歩5分)

スケジュール 記念講演/15:30~17:00 活動報告/17:00~17:20 懇親会/17:30~

記念講演 (仮題)絶対にあきらめない。地域になくてはならない。銚子電鉄存続への挑戦!



講師 ▶ 竹本 勝紀氏 (銚子電鉄株式会社代表取締役・竹本税務会計事務所代表・税理士)

〈講師プロフィール〉

竹本 勝紀(たけもと かつのり) 1962年生まれ、税理士。赤字経営が続く銚子電鉄を立て直すために自ら運転士免許を取り配車業務を行ったり、同社が販売するスナック菓子「まずい棒」のキャラクターである「まずえもん」のモデルになるなど銚子電鉄再建に尽力を続けている。



銚子電鉄本銚子駅

参加費 会員4,000円 未会員5,000円 講演のみ1,000円

2023年度 新入所員の紹介

表紙写真

先日、所内のサークル企画で川越に行った際に食べた練り切りの写真です。私は桜の形のものを選びました。春を感じながら、楽しいひと時を過ごすことができました。

越谷事務所 新井 真澄

編集後記

今回より所報担当となりました熊谷事務所の大平です。どうぞよろしくお願い申し上げます。新型コロナウイルスの流行が発生してから3年以上が経ちました。3年以上当たり前に着用していたマスクですが、個人の判断にゆだねるとされました。マスクを外して生活することによってより日常生活を取り戻せたような気がします。

熊谷事務所 大平 はるか

荻野 円
(川口事務所)

乾 竜也
(大宮事務所)

林田 泰知
(川越事務所)

篠原 千佳
(越谷事務所)

城戸 玲人
(熊谷事務所)

発行

株式会社 第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集

担当者(山中・吉田)にご連絡下さい。

ホームページ <https://www.daiichi-keiei.com/>